

医療機関における夏期の 電力需給対策

電気事業法第27条による電気の
使用制限の発動について

概要

■ 5月13日 電力需給緊急対策本部

- 計画停電を回避するために、電力の使用制限が各業界にかける。

- 夏期の電力需給対策について(経産省)

- http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html

- 夏期の電力需給対策関連通知等(厚労省)

- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>

■ 5月25日 電気事業法に基づく使用制限の具体的内容について(経済産業省)

- 医療機関における電気使用制限の緩和や、適用除外に関する規定が盛り込まれた。

概要 2

- 6月1日 電気事業法第27条に基づき、以下の内容が公布・施行
 - 電気使用制限等規則の全部を改正する省令
 - (平成23年経済産業省令第28号)
 - 使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等の告示
 - (平成23年経済産業省告示第126号)
 - 政府の節電ポータルサイトが仮オープン(内閣官房、経済産業省)
 - <http://setsuden.go.jp/>

- 大口需要家(契約電力500kw以上)と小口需要家(契約電力500kw未満)で制限内容が異なる。

電力使用量による事業者の分類

- 小口需要家（契約電力500kw未満）
 - 規制の対象にはならないため、届出の必要なし。
 - 罰則規定は無い。
 - 昨年比15%の需要抑制を目標として、節電行動計画を作成し、事務所内やホームページ等での公表が求められている。

- 大口需要家（契約電力500kw以上）
 - 規制緩和申請書の提出が必要。
 - 制限緩和を受けたい場合は、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けたい日から起算して14日前までに経済産業局（東北又は関東）に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要。（7月1日から規制緩和を受けるには、6月17日までに提出）
 - 通知書は6月1日付で該当の医療機関に送付されている。
 - 7月～9月までは「使用電力状況報告書」の提出が必要。
 - 罰則規定あり。

制限緩和適用者による使用抑制に向けた 計画的取組について

	6月	7月	8月	9月	10月	
大口需要家	<p>規制緩和申請書</p> <p>6月17日(金)までに 〔東北経済産業局 関東経済産業局〕 へ 経済産業大臣宛 として提出</p>	<p>電気の使用状況</p> <p>毎月検針日から15日以内に「経済産業局」へ提出</p> <p>〔使用電力状況報告書(様式第5の1・2・3まで記載) 証明書類(検針票の写し等)〕</p> <p>●提出物一式:(様式第5)紙媒体(正1部・副2部)および電子媒体</p>				
	<p>節電行動計画書</p> <p>7月1日(金)までに 事務所・ホームページ 等へ公表し 〔厚生労働省医政局 (電力確保チーム)〕 へ提出</p>				<p>節電行動計画書</p> <p>9月分の検針後 速やかに 〔厚生労働省医政局 (電力確保チーム)〕 へ提出</p>	
小口	<p>節電行動計画書</p> <p>7月1日(金)までに 事務所・ホームページ 等へ公表</p> <p>※ 患者周知用ポスタ の院内掲示</p>	<p>自主的に節電を実施</p>				

電力使用制限の概要（小口需要家）

■ 節電行動計画作成

- 職員等に対する周知のため事務所内へ掲示、ホームページへの掲載等の方法により公表。

■ 医療機関の節電行動計画フォーマット（次頁参）

■ 5月13日開催 電力需給緊急対策本部の資料

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.htm

- 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット（P8, P9）

- 夏期の電力需給対策に関する説明会資料（P49, P50）

- 節電効果の算出根拠（医療機関）

- <http://www.meti.go.jp/setsuden/pdf/20110601-05.pdf>

- 医療機関のフォーマット

- <http://www.meti.go.jp/setsuden/20110513taisaku/10.pdf>

- 院内掲示についての指定は無いが、患者等への周知をポスター掲示などで行ってもよい。

■ 「政府の節電ポータルサイト」から節電ポスターをダウンロード

<http://jigyo.setsuden.go.jp/download/>

医療機関の節電行動計画フォーマット

契約電力500kW未満の事業者向け

■ 夏期の需要抑制目標

- 以下の需要抑制目標に応じて、ピーク期間・時間帯(※)を中心に、最大使用電力の抑制をお願いします。
※7～9月の平日の9時から20時

- 大口需要家 (500kW以上) : 1.5%
- 小口需要家 (500kW未満) : 1.5%
- 家庭 : 1.5%



図1：東京電力管内の昨夏の最大ピーク需要の内訳

■ 医療機関（病院・診療所等）の電力消費の特徴

1日の電気の使われ方（夏期のピーク日）

- 平均的な医療機関（病院・診療所等）においては、昼間（9時～16時）に高い電力消費が続きます。
- 夜間の消費電力は昼間に比べ4.0%程度になります。

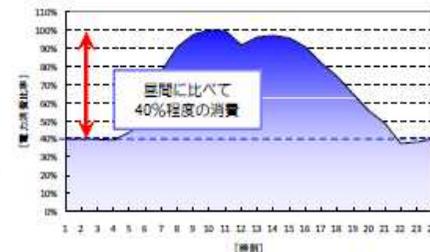


図2：平均的な医療機関における電力消費カーブのイメージ
出典：資源エネルギー庁推計

電力消費の内訳（ピーク時：14時前後）

- 電力消費のうち、空調が約38%、照明が約37%を占めます。
- これらを合わせると電力消費の約75%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

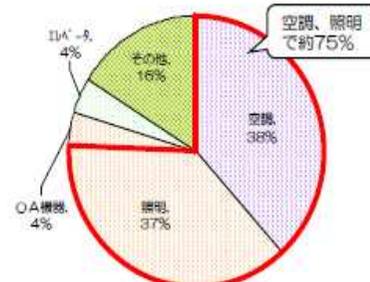


図3：平均的な医療機関における用途別電力消費比率
出典：資源エネルギー庁推計

※端数処理により合計値が100%と異なることがある。

資源エネルギー庁

■ 節電行動計画

事業名 責任者名

節電目標 節電実績

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する節電効果	実行チェック
照明	・事務室の照明を半分程度引き下げる。	4%	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリア（外来部門、診療部門の診療時間外）は消灯を徹底する。	4%	<input type="checkbox"/>
空調	・病棟、外来、診療部門（検査、手術室等）、図房、管理部門等に適切な温度設定を行う。	1%	<input type="checkbox"/>
	・使用していないエリア（外来、診療部門等の診療時間外）は空調を停止する。	1%	<input type="checkbox"/>
	・日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1%	<input type="checkbox"/>

さらに節電効果大きい以下のアクションも検討してください			
空調	・室内のCO ₂ 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	2%	<input type="checkbox"/>

メンテナンスや日々の節電努力をお願いします			
照明	・従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 (従来型蛍光灯からHf蛍光灯又は直管形LED照明に交換した場合、約40%消費電力削減。)		<input type="checkbox"/>
	・病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。		<input type="checkbox"/>
空調	・フィルターを定期的に清掃する（2週間に一度程度が目安）。		<input type="checkbox"/>
	・搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。		<input type="checkbox"/>
コンセント 電力	・電気式以外の方式（ガス方式等）の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。		<input type="checkbox"/>
	・調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。		<input type="checkbox"/>
その他	・電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。		<input type="checkbox"/>
	・電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグコンセントから抜く。		<input type="checkbox"/>
	・自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。		<input type="checkbox"/>
	・デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力のΔ1.5%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。		<input type="checkbox"/>
	・コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。		<input type="checkbox"/>

医療機関関係者への節電の啓発も大事です			
節電啓発	・節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。		<input type="checkbox"/>
	・節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的実施する。		<input type="checkbox"/>
	・医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。		<input type="checkbox"/>

※ご注意
 ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。
 ・空調については電気式空調を想定しています。
 ・一定の条件の元での試算結果です。各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
 ・方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。
 ・節電を意図しないままの、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとしないようご注意ください。

資源エネルギー庁

電力使用制限の概要（小口需要家）

- 大口需要家（契約500kw以上）のビルに入居しているクリニックの取り扱い
 - ビルのオーナーには15%使用制限がかけられる。
 - オーナーはテナントに節電を呼びかけ、15%の節電を達成することとされている。
 - テナントはオーナーに協力しなければならない。しかし、法的な使用制限はかからない。
- クリニック（小口需要家）には、15%削減目標は課せられていないが、出来るだけ節電に努め、ビル全体の節電計画に出来る範囲で協力していくことが必要。

電力使用制限の概要(大口需要家)

■ 契約電力500kw以上

- 電気事業法第27条に基づき、大口需要家に対しては、以下のとおり使用最大電力に関する規制が課される。

■ 対象者

- 東京電力及び東北電力並びにその供給区域内で供給している特定規模電気事業者と、直接、需給契約を締結している大口需要家
- ※「東京電力・福島第一原子力発電所」に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域については、電力使用制限の対象外とされている。
 - 詳細な範囲は、以下の経済産業省URLを参照。

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/>

電力使用制限の適用除外地域



■ 「東京電力・福島第一原子力発電所」に係る

■ 警戒区域

- 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内

■ 計画的避難地域

- 飯館村(全域)、川俣町の一部(山木屋地区)、葛尾村(20km圏内を除く全域)、浪江町(20km圏内を除く全域)、南相馬市の一部

■ 緊急時避難準備区域

- 広野町、楡葉町(20km圏内を除く全域)、川内村(20km圏内を除く全域)、田村市の一部、南相馬市の一部

電力使用制限の概要(大口需要家)2

■ 期間・時間帯

■ 東京電力区域内

■ 平成23年7月1日～9月22日(平日) 9時～20時

■ 東北電力区域内

■ 平成23年7月1日～9月 9日(平日) 9時～20時

■ 具体的内容

■ 使用電力の上限は、原則として「昨年の上記期間・時間帯における使用電力の値(1時間単位)」を15%削減した値

■ 罰則

■ 故意による使用制限違反は100万円以下の罰金の対象

制限緩和の対象

■ 告示平成23年経済産業省告示第126号

■ 第二条

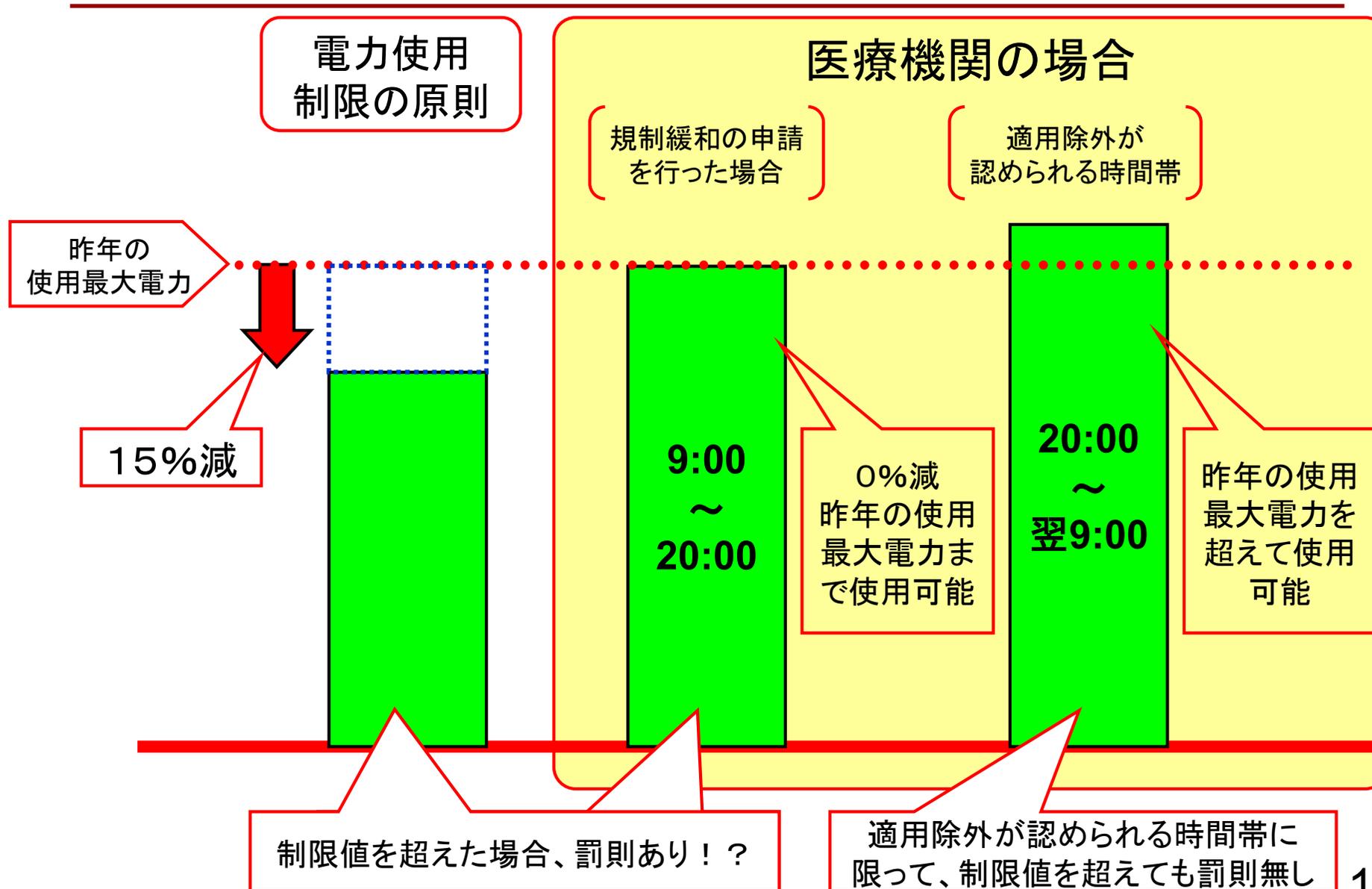
- 規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備は、次のとおりとする。

1. 降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の実行を行う下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。)、排水機場及びトンネル、渇水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時的かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備

対象需要設備

医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所

大口需要家にかかわる制限緩和 および適用除外について



適用除外に該当する場合

平成23年経済産業省告示第126号 第2条第1号に該当する場合には、万が一、使用電力の限度を超えてしまっても適用除外扱いとなりますので、その際には、様式の作成と併せて、平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号に該当することの説明を別紙にて作成し、添付のうえご提出ください。

○平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号

降雨等による水量の増加等により必要な排水又は排気の処理を行う下水道(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道に限る。以下同じ。)、排水機場及びトンネル、濁水時に運転する導水補給施設、救急患者の治療その他患者の生命及び健康の保持の観点から医師が必要と認める治療を行う医療施設その他の国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時かつ緊急的に稼働が必要と認められる需要設備(ただし、国民生活の安全若しくは衛生の確保又は社会経済の安定のために社会通念上臨時かつ緊急的に稼働しているときに限り、規則第二条第二項において準用する第一条第二項の経済産業大臣が指定する需要設備とみなされるものとする。)

別紙

使用電力状況報告書

平成23年経済産業省告示第126号第2条第1号の需要設備に該当することの説明について

1. 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	例
需要設備番号	
需要設備の設置場所	

2. 上記告示の需要設備に該当することの説明

使用電力の限度を超えた日時
該当することの説明
①需要設備の用途の説明(該当する需要設備であることがわかるように具体的に)
②使用電力の限度を超えた具体的な理由(根拠データ等も含む)

様式は問いません。左の例を参考に「平成23年経済産業省告示第126号第2条第1項」に該当することの説明を記載のうえ状況報告書本体とともに提出してください。

参 考

規制緩和申請書様式

【経済産業省】節電・電力需給対策

電気事業法第27条について

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

制限緩和申請書の掲載先

制限緩和申請書(告示様式第1)

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-01.doc>

制限緩和申請書記載マニュアル(随時更新予定)

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-03.pdf>

電力使用制限の緩和措置

■ 届出が必要な医療機関

- 経済産業省から通知(次頁参)が送付されている。
 - 適用除外の要件に該当する医療機関には送付されない。

■ 届出が必要な書類

■ 規制緩和申請書(告示様式1)

- <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-01.doc>

■ 医療法に基づく許可書の写し(医療法第8条による開設の場合は届出書の写し)。

■ ただし許可書(届出書)がない場合は保健医療機関指定通知書の写し。

■ 6月17日(金)までに経済産業大臣へ申請書を提出

6月1日付け経済産業省から送付している『通知書』の例

経済産業省

平成23・05・25資第43号
平成23年6月1日

株式会社〇〇〇工業
代表取締役社長 〇〇 一郎 殿

経済産業大臣 海江田 万里

通知書

電気使用制限等規則（平成23年経済産業省令第28号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する経済産業大臣が指定する地域において、一般電気事業者等が供給する電気を使用する上記の者の、下記第2の1記載の需要設備についての経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における指定契約電力が500キロワット以上となることから、電気事業法（昭和39年法律第170号）第27条、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）第2条第1項及び規則に基づき、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与することとする。

弁明は、平成23年6月10日（金）までに、下記第4の4記載の宛先まで、弁明書を提出してするものとする。

上記期限までに弁明書の提出がない場合には、当該期限の翌日（平成23年6月11日（土））において、本通知書は、当該需要設備について、下記第1から第3までのとおりの電気の使用制限を行うことについての規則第2条第1項の規定に基づく指定に係る規則第10条第2項の通知としての効力を生じることとする。

記

第1 指定する電気使用制限の期間等

- 1 制限を行う期間 平成23年7月1日から同年9月22日まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- 2 制限を行う時間 午前9時00分から午後8時00分まで

第2 電気の使用を制限する需要設備の設置場所等

- 1 設置場所 東京都〇〇〇
- 2 需要設備番号 A01a

第3 電気使用制限の内容

- 1 第2記載の需要設備についての制限に関し、指定する電力の値
2400kW
- 2 使用制限率 0.85
- 3 使用できる電力の限度 **2040kW**

(上記第3の1記載の電力の値に第2記載の率を乗じて得た第3の3記載の電力の値が、第1の1記載の期間等の範囲内において、第2記載の需要設備についての指定契約電力が500kW以上となる期間及び時間帯の期間における使用電力の上限値である。)

第4 その他注意事項

- 1 自家発補給契約を締結しており、自家発補給契約の電力の値を控除すると需要設備の契約電力の値が500kWを下回る需要設備については、第2及び3の期間及び時間の範囲内において自家発補給契約に基づく電気を使用することができ、当該通知に基づく電気の使用制限の対象となるものとする。
- 2 当該需要設備が、災害救助法（昭和22年法律第160号）第2条第1項に規定する避難所として設置される避難所の場合は、当該通知に基づく電気の使用制限の対象となるものとする。
- 3 この制限に違反した場合には、電気事業法第27条第1項第2号の罰金（以下「罰金」）が科される場合がある。
- 4 弁明書の提出先
経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番地1号
- 5 この通知の内容について異議のある場合には、第1から第3までの内容に関する指定の効力が生じる日の翌日（平成23年6月12日（日））から起算して60日以内に経済産業大臣に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができる。
- 6 第2及び第3の内容は、電気事業者に対する報告徴収を行い、平成23年5月20日現在の情報に基づき作成している。当該日以降に契約電力の値の増加等を行うことによって、使用最大電力の制限に係る経済産業大臣の地域、期間等（平成23年経済産業省告示第126号）の規程に基づき、第3の1の指定する電力の値が変動する場合がある。

1 当該需要設備が、第1記載の期間等の範囲内における期間等において自家発補給契約に基づく電気を使用したときは、当該契約電力の値を指定する電力の値に加えるものとする。

**使用できる電力の限度
2040kW**

制限緩和申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

使用最大電力の制限に係る経済産業大臣が指定する地域、期間等（以下「告示」という。）
第5条第2項の規定による確認を受けたいので申請します。

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の設置場所	
需要設備の用途	
使用できる電力の限度 (kW)	
電気の供給を受けている一般 電気事業者等の名称	
担当者 連絡 先等	所 属 部 課
	氏 名
	電 話
	F A X
	e - m a i l

- 注 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
2 使用できる電力の限度は、規則第10条第2項の規定に基づき通知された使用できる電力の限度を記載すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

申請書の記載方法は、「制限緩和申請書記載
マニュアル」による。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-03.pdf>

2 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げるもののうち、需要設備の該当項目

第1号	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	

第3号	ア	
	イ	
	ウ	

第4号	
-----	--

第5号	
-----	--

第6号	
-----	--

第7号	
-----	--

第8号	
-----	--

第10号	
------	--

第2号	ア	
	イ	
	ウ	
	エ	
	オ	
	カ	
	キ	
	ク	
	コ	
	サ	
	シ	

- 注 1 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げるもののうち、該当項目の空欄部分に○を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 2の該当項目の制限緩和を受ける場合のその制限緩和後の使用できる電力の限度 (kW)

--

- 注 1 第5条第1項第10号の場合は、記載不要とする。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについての説明

需要設備の用途	
需要変動の率	
その他告示第5条第1項各号 （同項第9号を除く。）のいずれ かに該当することについての説 明	

- 注 1 需要設備の用途は、告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）に掲げる内容を参照し、記載すること。また、需要設備の用途について証明する書類を添付すること。
2 需要変動の率は、告示第5条第1項第2号アに該当する場合に限り記載すること。また、記載する場合、当該記載内容について証明する書類を添付すること。
3 その他告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについての説明は、需要設備の用途及び需要変動の率のほか説明が必要な場合に限り記載すること。
4 その他告示第5条第1項各号（同項第9号を除く。）のいずれかに該当することについて説明するために必要な書類を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

参 考

電力使用報告書様式

使用電力報告書類についての掲載先

様式第5(表紙)Word形式

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-01.doc>

様式第5(7月)Excel形式

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-02.xls>

様式第5(8月)Excel形式

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-03.xls>

様式第5(9月)Excel形式

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-04.xls>

様式第5入力方法Excel形式

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-05.xls>

提出書類一式

様式第5 (第8条関係)

使用電力状況報告書

年 月 日

様式第5(表紙)

住所
氏名 印
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電気使用制限等規則第8条の規定により次

1 需要設備の概要

関係電気使用者の名称	
需要設備番号	
需要設備の設置場所	
需要設備の用途	

2 電力の制限の状況等

需要設備番号	状況を報告する期間及び時間
規則第2条第1項にて標準最大電力指定する電力の値 (kW)	月 日 ~ 月 日 9時 ~ 20時
制 定 電 力 (kW)	
使用できる電力の値 (kW)	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

3 状況を報告する期間における最大需要電力 (kW)

状況を報告する期間における最大需要電力 (kW)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

4 需要設備の使用電力の状況

7月 日 ~ 7月 日

時間	1日 (金曜日)	2日 (土曜日)	3日 (日曜日)	4日 (月曜日)	5日 (火曜日)	6日 (水曜日)	7日 (木曜日)	8日 (金曜日)	9日 (土曜日)	10日 (日曜日)	11日 (月曜日)	12日 (火曜日)	13日 (水曜日)	14日 (木曜日)	15日 (金曜日)	16日 (土曜日)	17日 (日曜日)	18日 (月曜日)	19日 (火曜日)	20日 (水曜日)	21日 (木曜日)	22日 (金曜日)	23日 (土曜日)	24日 (日曜日)	25日 (月曜日)	26日 (火曜日)	27日 (水曜日)	28日 (木曜日)	29日 (金曜日)	30日 (土曜日)	31日 (日曜日)
0 ~ 1																															

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

5 需要設備の使用電力の最大値

需要設備の使用電力の最大値 (kW)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3とする。

受電電圧 (V)

電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称

所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
e - m a i l	

注 1 氏名を記載し、押印することには必ず本人が自署するものとする。
2 指定契約電力は、契約種別ごと
3 用紙の大きさは、日本工業規格

紙と電子媒体の両方を提出

- ・紙媒体(正1部、副2部) ・添付書類(検針票等)
- ・提出書類1はWordとExcel形式、検針票等の写しはPDF等の形式で保存のこと

様式第5(●月)Excel形式

「使用できる電力の限度」を超えていないことが明らかな場合、検針票等を報告書に添付することで、記入項目は赤枠内(項目2・3)のみでよい(項目4・5は記載不要)。

検針票

検針票等の写し

※ 詳細は「使用電力状況報告書に係る記載マニュアル」を参照のこと
<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-15.pdf>

参 考

節電行動計画書様式

【厚生労働省】夏期の電力需給対策関連通知等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>

医療施設における節電行動計画の作成について
通知

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fod6-att/2r9852000001foeu.pdf>

記入要領

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fod6-att/2r9852000001fojs.pdf>

大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット(Excel:84KB)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du-att/2r9852000001foza.xls>

節電行動計画書

記載例

■節電行動計画(1枚目) 記載例 1回目提出

医療施設名	〇〇病院		
都県名	東京都	住所(病院)	東京都新宿区...
担当者(部署)	◆◆◆ (〇〇病院●●課)	担当者連絡先	直通電話 03-XXXX-XXXX メールアドレス *****@*****.***

開設主体名	〇〇医療法人〇〇会		
都県名	東京都	住所	東京都千代田区...
担当者(部署)	◆◆◆	担当者連絡先	直通電話 03-XXXX-XXXX メールアドレス *****@*****.***

制限緩和適用前			
契約電力量	需要設備番号	指定電力の値	使用制限率 使用できる電力の上限
1200kw	A00a00000	1200kw	0.85 1020kw
自主的な取組による目標と結果		目標使用予定電力(b)	目標電力削減率(c)
		1152kw	4.00%

節電対策メニュー

5つの基本アクションは原則として全て実施をお願いします

照明	①事務室の照明を間引きする。 【具体的内容：事務室の照明を半分程度消灯する。 ②使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外など)は消灯を 【具体的内容：外来診療終了後の診察室、使用していない処置室、不仕の選
空調	③病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、廊下、管理部門等に適切な温 【具体的内容：病棟、外来、診療部門は26℃、廊下、管理部門は28℃に冷 ④使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。 【具体的内容：外来診療終了後の診察室、使用していない処置室、不仕の選 ⑤日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用す 【具体的内容：南向面に面した病室の窓に遮熱フィルムを装着する。

※この様式は経済産業省より提示された「小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」

■節電行動計画(2枚目) 記載例 1回目提出分

さらに可能な限り下記のメンテナンスや日々の節電努力をお願いします

	実施予定	実行確認
節電啓発	⑥節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。 【具体的内容：毎日、朝礼等で節電目標と具体策を確認する。]	○
	⑦節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務長など)と関係部門が出席したフォローアップ会議や節電パトロールを定期的を実施する。 【具体的内容：節電対策委員会を組織して、定期的に節電対策を点検し、実施状況を確認する。]	○
	⑧医療機関の関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。 【具体的内容：全職員に対して家庭での効果的な節電方法を情報提供する。]	○
照明	⑨従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。 【具体的内容：施設内の従来型蛍光灯の半分を高効率蛍光灯に交換する。 ⑩廊下では可能な限り天井照明を消灯する。 【具体的内容：病棟の天井照明を4分の1程度間引きする。]	○
空調	⑪室内のCO2濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らし冷房効率をあげるため)。 【具体的内容：換気ファンを日中2時間停止させ、外気を取り入れ量を減らす。]	○
	⑫フィルターを定期的に清掃する。 【具体的内容：全ての空調のフィルターを2週間に1度の頻度で清掃する。]	○
	⑬廊下入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。 【具体的内容：扉の閉鎖を徹底し、風除けのビニールカーテンを設置する。]	○
	⑭電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有する場合はそちらを優先運転する。 【具体的内容：ガスによる空調運転を優先的に使用する。]	○
コンセント動力	⑮調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。 【具体的内容：冷蔵庫の設定を「弱冷」にする。]	○
	⑯電気式オートクレープの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。 【具体的内容：電気式のオートクレープに詰め込みすぎないよう工夫する。]	○
	⑰温水洗浄便座、エアアオル等のプラグをコンセントから抜く。 【具体的内容：温水洗浄便座は1/3を停止、エアアオルは全て停止しペーパータオルを常備する。]	○
	⑱自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。 【具体的内容：自動販売機の管理者の協力の下、売店の閉店時間は自動販売機の使用を中止する。]	○
その他	⑳チャンド監視装置の設定を契約電力以下とし、警報発生時に予め定めた節電対策を実施する。 【具体的内容：チャンド監視装置を契約電力量から5%減少させた数値に設定する。]	○
	㉑コージェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。 【具体的内容：コージェネレーション設備を発電優先で運転する。]	○
	㉒(例) 電気使用制限時間以外の時間を有効活用するため、診療開始時間を1時間前倒しにする。	○
	自由記述欄(5つまで)	-
		-
		-
		-

Excelフォームに入力し、メールに添付して厚生労働省に提出。

提出先:

厚生労働省医政局
(電力確保チーム)

iryou-setsuden@mhlw.go.jp

実施予定欄に○を記載した項目に関して、実施出来たものに関しては○を記載し、実施が出来なかったものに関しては×を記載して提出。

※ 詳細は「記入要領」を参照のこと

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fod6-att/2r9852000001fojs.pdf>

(再掲) 大口需要家の 各種様式等ダウンロード元

経済産業省

・「電気事業法第27条による電気の使用制限の発動について」

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

厚生労働省

・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

問い合わせ先

■ 関東経済産業局

■ 資源エネルギー環境部・電力事業課

■ 電話 048-600-0380～0382・0390

■ FAX 048-601-1298

■ 〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館

■ 東北経済産業局

■ 資源エネルギー環境部・開発計画課(電力使用制限班)

■ 電話 022-261-1111(代)

■ 〒980-8403

仙台市青葉区本町3丁目3番1号
仙台合同庁舎5・6階

■ 厚生労働省

■ 医政局総務課(電力確保チーム)

■ E-mail: iryou-setsuden@mhlw.go.jp

■ 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館

■ 電話 03-5253-1111(代)

提出書類(大口需要家)の掲載元

■ 【経済産業省】節電・電力需給対策

■ 電気事業法第27条について

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

■ 制限緩和申請書について

■ 制限緩和申請書(告示様式第1)

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-01.doc>

■ 制限緩和申請書記載マニュアル(随時更新予定)

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/kanwai110601-03.pdf>

■ 使用電力報告書類について(通常の場合)

■ 様式第5(表紙)Word形式

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-01.doc>

■ 様式第5(7月)Excel形式

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-02.xls>

■ 様式第5(8月)Excel形式

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-03.xls>

■ 様式第5(9月)Excel形式

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-04.xls>

■ 様式第5入力方法Excel形式

■ <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/pdf/teisyutsu110603-05.xls>



提出書類(大口需要家)の掲載元

■ 【厚生労働省】夏期の電力需給対策関連通知等

■ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>

■ 医療施設における節電行動計画の作成について

■ 通知

■ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fod6-att/2r9852000001foeu.pdf>

■ 記入要領

■ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001fod6-att/2r9852000001fojs.pdf>

■ 大口需要家の節電行動計画の標準フォーマット(Excel:84KB)

■ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du-att/2r9852000001foza.xls>

